

第六号議案

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 職制(第十七条―第二十九条)」を

「第三節 遠隔教育配信センターの組織(第十六条の二・第十六条の三)

第四節 職制(第十七条―第二十九条)

」に改める。

第三条の見出し中「及び教育事務所」を「、教育事務所及び遠隔教育配信センター」に改め、同条中「及び」を「並びに」に改め、「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信センター」を加える。

第四条の見出し中「、室」を削り、同条第一項の表の教育改革・企画課の項の次に次のように加える。

教育DX推進課	企画・管理班、ICT教育指導班
---------	-----------------

第四条第一項の表の義務教育課の項中「学力向上支援班」の下に「、夜間中学開校準備班」を加え、同表の高校教育課の項中「、遠隔教育推進班」を削り、同表の体育保健課の項中「、全国高校総体推進班」を削り、同条第二項の表以外の部分中「それぞれ」及び「又は室」を削り、同項の表中「所又は室名」を「所名」に改め、同表の教育改革・企画課の項を削る。

第五条第二十四号中「、所及び室」を「及び所」に改め、「教育事務所」の下に「、遠隔教育配信センター」を加え、同条第二十六号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第二十九号を削り、同条第三十号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同号を同条第二十九号とする。

第五条の二中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大分県教育職員免許状再授与審査会に関する事。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(教育DX推進課の分掌事務)

第五条の二 教育DX推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育DXの推進に係る総合企画及び連絡調整に関する事。

二 教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関する事。

三 先端技術、デジタル教材等の普及・活用に関する事。

四 教育庁及び教育機関の職員の教育DXに係る研修に関する事。

五 情報活用能力の育成に関する事。

六 遠隔教育配信センターに関する事。

第八条第一号及び第二号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 大分県教科用図書選定審議会に関する事。

第八条に次の一号を加える。

十二 県立夜間中学に関する事。

第八条の二第九号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第九条第一号及び第二号中「及び室」を削り、同条第四号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第十条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 大分県立図書館協議会に関すること。

第十一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十一条の二中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 大分県立歴史博物館協議会に関すること。

第十一条の四第十五号を削る。

第十一条の五を次のように改める。

第十一条の五 削除

第十二条（見出しを含む。）中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第十八条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表中「課、所、室又は班名」を「課、所又は班名」に改め、同表の室長の項を削り、同表の総務企画監の項の次に次のように加える。

教育DX企画監	教育DX推進課	上司の命を受け、教育DX施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
---------	---------	-----------------------------------

第十八条の表の参事の項及び参事（総括）の項中「、室」を削り、同表の室長補佐（総括）の項及び室長補佐の項を削り、同表の主幹の項、副主幹の項、主査の項、専門幹の項、専門員の項、主任社会教育主事の項、社会教育主事の項及び社会教育主事補の項中「、室」を削る。

第二十一条第一項中「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信センター」を加え、同条第二項中「教育事務所」の下に「又は遠隔教育配信センター」を加える。

第二十二条第一項中「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信センター」を加え、同条第二項中「教育事務所」の下に「又は遠隔教育配信センター」を加える。

第二十四条に次の一項を加える。

2 第二十一条及び第二十二条に規定するものを除き、遠隔教育配信センターに参事、課長補佐、主幹、副主幹、主査、専門幹及び専門員を置き、その職務は、上司の命を受け、所の事務を処理することとする。

第二十七条第一項中「、室長補佐」を削る。

第二十八条中「、所及び室並びに教育事務所」を「及び所、教育事務所並びに遠隔教育配信センター」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 遠隔教育配信センターの組織

(名称及び位置)

第十六条の二 遠隔教育配信センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁遠隔教育配信センター	大分市

(遠隔教育配信センターの事務)

第十六条の三 遠隔教育配信センターにおいては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- 四 遠隔教育に関する事。
- 五 予算の執行その他庶務に関する事。

第三十二条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 大分県教育職員免許状再授与審査会

(大分県教育功労者表彰規則の一部改正)

第二条 大分県教育功労者表彰規則(昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

(大分県教育センター管理規則の一部改正)

第三条 大分県教育センター管理規則(昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号)の一部

を次のように改正する。

第四条第十八項中「・室」を削る。

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第四条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「教育事務所」の下に「遠隔教育配信センター」を加える。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第五条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所」の下に「遠隔教育配信センター所長」を加える。

第三十四条第二項の表の第二条第一項の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、

「各教育事務所」の下に「遠隔教育配信センター所長」を加え、同表の第三条第二項各号列記以外の部分の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第六条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所」の下に「遠隔教育配信センター所長」を加える。

第十七条第二項の表の第二条第一項の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所」の下に「遠隔教育配信センター所長」を加え、同表の第三条第一項各号列記以外の部分の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 提案理由

遠隔教育や教育データの効果的な分析・活用等を強力に推進するため、教育DX推進課及び遠隔教育配信センターを新設するなど、組織の改正等を行いたいので提案する。

## 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

### 1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）
- (2) 大分県教育功労者表彰規則（昭和29年大分県教育委員会規則第9号）
- (3) 大分県教育センター管理規則（昭和45年大分県教育委員会規則第1号）
- (4) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県教育委員会規則第4号）
- (5) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (6) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

### 2 改正理由

遠隔教育や教育データの効果的な分析・利活用等を強力に推進するため、教育DX推進課及び遠隔教育配信センターを新設するなど、令和7年度の組織改正に必要な規則改正等を行うもの

### 3 主な改正内容

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正
  - ア 「教育デジタル改革室」の廃止（第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条、第11条の5、第12条、第18条、第27条及び第28条関係）
  - イ 「教育DX推進課」の新設（第4条、第5条の2及び第18条関係）
  - ウ 「高校教育課」内の「遠隔教育推進班」の廃止（第4条関係）
  - エ 「義務教育課」内の「夜間中学開校準備班」の新設（第4条、第8条関係）
  - オ 「体育保健課」内の「全国高校総体推進班」の廃止（第4条、第11条の4関係）
  - カ 「遠隔教育配信センター」の新設（目次、第3条、第5条、第5条の2、第16条の2、第16条の3、第18条、第21条、第22条及び第24条関係）
  - キ 地域改善対策奨学金貸与事業に係る分掌の整理（第11条関係）
  - ク 新たな附属機関（大分県教育職員免許状再授与審査会）の設置（第32条関係）
  - ケ 附属機関を所掌する所属の明確化（第5条の3、第8条、第10条、第11条の2関係）
- (2) 大分県教育功労者表彰規則の一部改正
  - 「教育デジタル改革室」の廃止（第4条関係）
- (3) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則
  - 「遠隔教育配信センター」の新設（第4条関係）
- (4) 大分県教育センター管理規則
  - 「教育デジタル改革室」の廃止（第4条関係）
- (5) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則
  - 「教育デジタル改革室」の廃止（第2条、第34条関係）
- (6) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
  - 「教育デジタル改革室」の廃止（第2条、第17条関係）

### 4 施行期日

令和7年4月1日

○ 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 遠隔教育配信センターの組織（第十六条の二・第十六条の三）</p> <p>第四節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（本庁、教育事務所及び遠隔教育配信センター）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所及び遠隔教育配信センターをもつて構成する。</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>（課、所 又は班の設置及び名称）</p> <p>第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。</p>		<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（本庁及び教育事務所）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁及び本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所をもつて構成する。</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>（課、所、室又は班の設置及び名称）</p> <p>第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。</p>	
<p>教育DX推進</p> <p>企画・管理班、ICT教育指導班</p>	<p>課名</p> <p>教育改革・企</p> <p>画課</p> <p>（略）</p>	<p>班</p> <p>の</p> <p>名</p> <p>称</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



義務教育課	(略)	(略)	課名	所名	班の名称
(削る)	(削る)	(削る)	課名	所名	班の名称
義務教育課	(略)	(略)	課名	所名	班の名称

(教育改革・企画課の分掌事務)

第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、中欄に掲げる所を置き、所の下欄に掲げる班を置く。

課	(略)	(略)	課	所	班
学校安全・安心支援課	(略)	(略)	特別支援教育課	(略)	(略)
義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班、夜間中学開校準備班		高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、産業教育指導班、高校改革推進班、グローバル人材育成推進班	
文化課	(略)	(略)	体育保健課	管理予算班、学校保健・食育班、学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班	

(教育改革・企画課の分掌事務)

第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に、それぞれ中欄に掲げる所又は室を置き、所又は室の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる班を置く。

義務教育課	(略)	(略)	課名	所又は室名	班の名称
義務教育課	(略)	(略)	課名	所又は室名	班の名称
義務教育課	(略)	(略)	課名	所又は室名	班の名称

課	(略)	(略)	課	所	班
学校安全・安心支援課	(略)	(略)	特別支援教育課	(略)	(略)
義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班		高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、産業教育指導班、高校改革推進班、グローバル人材育成推進班、遠隔教育推進班	
文化課	(略)	(略)	体育保健課	管理予算班、学校保健・食育班、学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班、全国高校総体推進班	

一〇二十三 (略)

二十四 本庁の課及び所、教育事務所、遠隔教育配信センター並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。

二十五 (略)

二十六 本庁の課及び所の総務系事務に関すること(総務事務センター(大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。))の所掌に係る事項を除く。)

二十七・二十八 (略)

(削る)

二十九 その他の課及び所の所掌に属しないこと。

(教育DX推進課の分掌事務)

第五条の二 教育DX推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育DXの推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

二 教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること。

三 先端技術、デジタル教材等の普及・活用に関すること。

四 教育庁及び教育機関の職員の教育DXに係る研修に関すること。

五 情報活用能力の育成に関すること。

六 遠隔教育配信センターに関すること。

(教育人事課の分掌事務)

第五条の三 教育人事課においては、次の事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 大分県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

一〇二十三 (略)

二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。

二十五 (略)

二十六 本庁の課、所及び室の総務系事務に関すること(総務事務センター(大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。))の所掌に係る事項を除く。)

二十七・二十八 (略)

二十九 教育デジタル改革室の庶務に関すること。

三十 その他の課、所及び室の所掌に属しないこと。

(新設)

(教育人事課の分掌事務)

第五条の二 教育人事課においては、次の事務をつかさどる。

一〇六 (略)

(新設)

## 八〇十六 (略)

第六条(七)条の二 (略)

(義務教育課の分掌事務)

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育(他の課及び所)の所掌に属するものを除く。)に  
関すること。

- 二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課及び所)の所掌に属するものを除く。)に  
関すること。

三〇五 (略)

六 大分県教科用図書選定審議会に  
関すること。

七 (略)

- 八 市町村立学校教職員の研修(他の課及び所)の所掌に属  
するものを除く。)に  
関すること。

九〇十一 (略)

十二 県立夜間中学に  
関すること。

(特別支援教育課の分掌事務)

第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさど  
る。

一〇八 (略)

- 九 特別支援教育に係る研修(他の課及び所)の所掌に属す  
るものを除く。)に  
関すること。

(高校教育課の分掌事務)

第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路  
指導その他の学校教育(他の課)の所掌に属するものを

## 七〇十五 (略)

第六条(七)条の二 (略)

(義務教育課の分掌事務)

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学  
校教育(他の課、所及び室)の所掌に属するものを除く。)に  
関すること。

- 二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課、所  
及び室)の所掌に属するものを除く。)に  
関すること。

三〇五 (略)

(新設)

六 (略)

- 七 市町村立学校教職員の研修(他の課、所及び室)の所掌に属  
するものを除く。)に  
関すること。

八〇十 (略)

(新設)

(特別支援教育課の分掌事務)

第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさど  
る。

一〇八 (略)

- 九 特別支援教育に係る研修(他の課、所及び室)の所掌に属す  
るものを除く。)に  
関すること。

(高校教育課の分掌事務)

第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路  
指導その他の学校教育(他の課及び室)の所掌に属するものを

除く。)に関すること。

二 県立高等学校及び県立中学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課 | | の所掌に属するものを除く。)に関すること。

三 (略)

四 県立学校教職員の研修(他の課及び所 | | の所掌に属するものを除く。)に関すること。

五〇十一 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 大分県立図書館協議会に関すること。

十三 (略)

(人権教育・部落差別解消推進課の分掌事務)

第十一条 人権教育・部落差別解消推進課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

(文化課の分掌事務)

第十一条の二 文化課においては、次の事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

十二 大分県立歴史博物館協議会に関すること。

十三 (略)

第十一条の三 削除

(体育保健課の分掌事務)

除く。)に関すること。

二 県立高等学校及び県立中学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課及び室 | | の所掌に属するものを除く。)に関すること。

三 (略)

四 県立学校教職員の研修(他の課、所及び室 | | の所掌に属するものを除く。)に関すること。

五〇十一 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十条 社会教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

(新設)

十二 (略)

(人権教育・部落差別解消推進課の分掌事務)

第十一条 人権教育・部落差別解消推進課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 地域改善対策奨学金等貸与事業に関すること。

四 (略)

(文化課の分掌事務)

第十一条の二 文化課においては、次の事務をつかさどる。

一〇十一 (略)

(新設)

十二 (略)

第十一条の三 削除

(体育保健課の分掌事務)

第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)

(削る)

第十一条の五 削除

第十一条の六 (略)

(各課及び所 の共通事務)

第十二条 第四条に掲げる課及び所 においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課及び所 の所掌事務に  
関し、それぞれ次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条 第十六条 (略)

第三節 遠隔教育配信センターの組織

(名称及び位置)

第十六条の二 遠隔教育配信センターの名称及び位置は、次のと

第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇四 (略)

十五 令和六年度全国高等学校総合体育大会の開催準備及び当該大会に係る競技力向上対策に関すること。

(教育デジタル改革室の分掌事務)

第十一条の五 教育デジタル改革室においては、次の事務をつかさどる。

一 教育のデジタル化の推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

二 先端技術やデジタル教材等の普及・活用に関すること。

三 教育庁及び教育機関(学校を除く。)の職員の教育のデジタル化に係る研修に関すること。

四 教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること。

五 その他教育庁及び教育機関のデジタル化の推進に関すること。

第十一条の六 (略)

(各課、所及び室の共通事務)

第十二条 第四条に掲げる課、所及び室においては、第五条から前条までに定めるもののほか、当該課、所及び室の所掌事務に  
関し、それぞれ次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

第二節 教育事務所の組織

第十三条 第十六条 (略)

(新設)

(新設)

おりとする。

名	称	位	置
教育庁遠隔教育配信センター		大分市	

(遠隔教育配信センターの事務)

第十六条の三 遠隔教育配信センターにおいては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関する事。
- 四 遠隔教育に関する事。
- 五 予算の執行その他庶務に関する事。

第四節 職制

第十七条～第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所、又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

職名	課、所又は班名	職務
課長	(略)	(略)
所長	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
総務企画監	(略)	(略)
教育DX企画監	教育DX推進課	上司の命を受け、教育DX施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

(新設)

第三節 職制

第十七条～第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所、室又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

職名	課、所、室又は班名	職務
課長	(略)	(略)
所長	(略)	(略)
室長	教育デジタル改革室	上司の名を受け、室の事務を掌理する。
総務企画監	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

主査	主査 (総括)	副主幹	副主幹 (総括)	主幹	主幹 (総括)	(削る)	(削る)	(略)	参事 (総括)	参事	(略)
必要な課、	班	必要な課、 所、又は	(略)	必要な課、 所、又は	(略)	(削る)	(削る)	(略)	必要な班	必要な課、 所、又は	(略)
上司の命を受け、課、所、又	(略)	上司の命を受け、課、所、又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、又は班の事務を処理する。	(略)	(削る)	(削る)	(略)	上司の命を受け、課、又は班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、若しくは班の事務を処理する。	(略)

主査	主査 (総括)	副主幹	副主幹 (総括)	主幹	主幹 (総括)	室長補佐	室長補佐 (総括)	(略)	参事 (総括)	参事	(略)
必要な課、	班	必要な課、 所、室又は	(略)	必要な課、 所、室又は	(略)	必要な室又は班	必要な班	(略)	必要な班	必要な課、 所、室又は	(略)
上司の命を受け、課、所、室、又	(略)	上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、課、所、室又は班の事務を処理する。	(略)	上司の命を受け、室又は班の事務を処理する。	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	(略)	上司の命を受け、課、室又は班の事務を処理するとともに、班の事務を総括、調整する。	上司の命を受け、特定の事務を処理し、又は課、所、室若しくは班の事務を処理する。	(略)

			専門幹	班 所   又は	は班の事務を処理する。
			専門員	班 所   又は 必要な課、	は班の命を受け、課、所、 又は は班の事務を処理する。
			主任社会教育 主事（総括）	（略）	（略）
			主任社会教育 主事	班 所   又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する特定の事務を処理する。
			社会教育主事 （総括）	（略）	（略）
			社会教育主事	班 所   又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。
			社会教育主事 補	班 所   又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する事務に従事する。
主任学芸員 （略）	（略）	（略）			

第十九条及び第二十条 削除

（所長）

第二十一条 教育事務所及び遠隔教育配信センターに所長を置

			専門幹	班 所   室又は	は班の事務を処理する。
			専門員	班 所   室又は 必要な課、	は班の命を受け、課、所、 室又は は班の事務を処理する。
			主任社会教育 主事（総括）	（略）	（略）
			主任社会教育 主事	班 所   室又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する特定の事務を処理する。
			社会教育主事 （総括）	（略）	（略）
			社会教育主事	班 所   室又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する事務を処理する。
			社会教育主事 補	班 所   室又は 必要な課、	は班の命を受け、社会教育に 関する事務に従事する。
主任学芸員 （略）	（略）	（略）			

第十九条及び第二十条 削除

（所長）

第二十一条 教育事務所 に所長を置



く。

2 所長は、教育長の命を受け、教育事務所又は遠隔教育配信センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第二十二條 教育事務所及び遠隔教育配信センターに、次長を置く。

2 次長は、所長を補佐し、教育事務所又は遠隔教育配信センターの事務を処理する。

第二十三條・第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 (略)

2 第二十一條及び第二十二條に規定するものを除き、遠隔教育配信センターに参事、課長補佐、主幹、副主幹、主査、専門幹及び専門員を置き、その職務は、上司の命を受け、所の事務を処理することとする。

第二十五條〜第二十六條の二 (略)

第二十七條 第十七條から第十八條まで、第二十一條から第二十四條まで並びに第二十六條第一項第一号及び第二号に規定する職は、法第十八條第一項に規定する事務職員をもつて充てる。

ただし、第十八條に規定する参事、課長補佐、主幹

及び副主幹、第二十二條に規定する職(教育長が指定する次長に限る。)、第二十三條に規定する職並びに第二十四條に規定する主幹(教育事務所に限る。)にあつては法第十八條第一項に規定する指導主事を、並びに第十八條に規定する参事、課長補佐、主幹、副主幹、主査、専門幹及び専門員並び

に第二十六條第一項第一号に規定する職にあつては法第十八條第一項に規定する技術職員(以下「技術職員」という。)をも

く。

2 所長は、教育長の命を受け、教育事務所  
の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第二十二條 教育事務所  
に、次長を置く。

2 次長は、所長を補佐し、教育事務所  
の事務を処理する。

第二十三條・第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 (略)

(新設)

第二十五條〜第二十六條の二 (略)

第二十七條 第十七條から第十八條まで、第二十一條から第二十四條まで並びに第二十六條第一項第一号及び第二号に規定する職は、法第十八條第一項に規定する事務職員をもつて充てる。

ただし、第十八條に規定する参事、課長補佐、室長補佐、主幹

及び副主幹、第二十二條に規定する職(教育長が指定する次長に限る。)、第二十三條に規定する職並びに第二十四條に規定する主幹(教育事務所に限る。)にあつては法第十八條第一項に規定する指導主事を、並びに第十八條に規定する参事、課長補佐、室長補佐、主幹、副主幹、主査、専門幹及び専門員並び

に第二十六條第一項第一号に規定する職にあつては法第十八條第一項に規定する技術職員(以下「技術職員」という。)をも

<p>2 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八条 本庁の課及び所、教育事務所並びに遠隔教育配信センターの職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関</p> <p>第三十条・第三十一条 (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第三十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第三項の規定により設置された審議会、協議会等の附属機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、次のとおりである。</p> <p>一 大分県教育職員免許状再授与審査会</p> <p>二(十一) (略)</p> <p>第三十三条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(職員数)</p> <p>第二十八条 本庁の課、所及び室並びに教育事務所 の職員数は、教育長が定める。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関</p> <p>第三十条・第三十一条 (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第三十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第三項の規定により設置された審議会、協議会等の附属機関のうち、教育委員会の所管に属するものは、次のとおりである。</p> <p>(新設)</p> <p>一(十) (略)</p> <p>第三十三条 (略)</p>
--	---

○ 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長及び所長、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがあると認めるときは次に掲げる事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条 市町村教育委員会、本庁の各課長、<u>所長及び室長</u>、各教育事務所長並びに県立学校長は、第一条に該当するものがあると認めるときは次に掲げる事項を調査し、県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第五条（略）</p>

○ 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略） （職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>2～17（略）</p> <p>18 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所、<u>教育事務所等との連絡調整等に</u>関する事務を処理する。</p> <p>19・20（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略） （職員の職）</p> <p>第四条 教育センターの職員の職として、次の職を置く。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>2～17（略）</p> <p>18 指導主事は、上司の命を受け、教育に関する調査、研究、研修及び教育庁の関係各課・所・室、<u>教育事務所等との連絡調整等に</u>関する事務を処理する。</p> <p>19・20（略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>

○ 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条〜第三条の二（略） （公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、遠隔教育配信センター及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>	<p>第一条〜第三条の二（略） （公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所 及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p>

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行			
<p>第一条（略） （配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長及び所長、遠隔教育配信センター所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条（第三十三条）（略） （県費負担教職員の適用の特例）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第一条（略） （配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条（第三十三条）（略） （県費負担教職員の適用の特例）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第二条第二項</p>	<p>所属長（本庁の各課長及び所長、各教育事務所長、遠隔教育配信センター所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>	<p>第二条第二項</p>	<p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>

第三十五条 (略) 別表第一、別表第三 (略)	(略)	第三条第二項 各号列記以外 の部分	(略)	所属長 所属長 (県教育委 員会の本庁の各課 長及び所長 並びに各教育事務 所長をいう。以下 同じ。)
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	
第三十五条 (略) 別表第一、別表第三 (略)	(略)	第三条第二項 各号列記以外 の部分	(略)	所属長 (県教育委 員会の本庁の各課 長、所長及び室長 並びに各教育事務 所長をいう。以下 同じ。)
	(略)		(略)	
	(略)		(略)	

○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行		
<p>第一条（略） （配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長及び<b>所長</b>、各教育事務所長、遠隔教育配信センター<b>所長</b>並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条（略） （県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				
<p>第一条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長及び<b>所長</b>、各教育事務所長、遠隔教育配信センター<b>所長</b>並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	（略）	<p>第一条（略） （配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、<b>所長及び室長</b>、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条（略） （県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第一条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、<b>所長及び室長</b>、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	（略）



3 (略) 第十八条 (略) 別表第一・別表第二 (略)	(略)	第三条第一項 各号列記以外 の部分	第二条第二項
	(略)	所属長	(略) (略)
	(略)	所属長（県教育委員会の本庁の各課長及び所長並びに各教育事務所長をいう。以下同じ。）	(略)

3 (略) 第十八条 (略) 別表第一・別表第二 (略)	(略)	第三条第一項 各号列記以外 の部分	第二条第二項
	(略)	所属長	(略) (略)
	(略)	所属長（県教育委員会の本庁の各課長、所長及び室長並びに各教育事務所長をいう。以下同じ。）	(略)

令和7年2月10日  
大分県教育庁教育改革・企画課

## 令和7年度大分県教育委員会の組織改正

本県教育の一層の振興に資するため、令和7年4月1日付けで以下の組織改正を行う。

### 《 本 庁 》

#### ①「教育DX推進課」の新設及び関係所属の改組

##### 〈教育DX推進課の新設〉

- ◆ GIGAスクール構想によりこれまで整備してきた教育ICT環境を最大限活用し、遠隔教育や一人一人の子どもに最適化された学び、学習記録や教師の指導・支援等に関する教育データの効果的な分析・利活用などについて、専門的知見や経験を有する外部人材も活用しながら、全庁体制で強力に推進するため、「教育デジタル改革室」を廃止し、「教育DX推進課」を新設する。

##### 〈教育デジタル改革室の廃止〉

- ◆ 「教育DX推進課」の新設に伴い、「教育デジタル改革室」を廃止する。

##### 〈高校教育課 遠隔教育推進班の廃止〉

- ◆ 「教育DX推進課」の新設に伴い、高校教育課内の「遠隔教育推進班」を廃止する。

現行	改正案
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700;"><b>教育DX推進課</b></p> <p>課長 — 教育DX企画監 —</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画・管理班</li> <li>ICT教育指導班</li> </ul> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700;"><b>教育デジタル改革室</b></p> <p>室長 ————— 教育デジタル改革班</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #FFD700; width: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">廃止</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700;"><b>高校教育課</b></p> <p>課長 —————</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>高校教育指導班</li> <li>産業教育指導班</li> <li>高校改革推進班</li> <li>グローバル人材育成推進班</li> <li style="background-color: #FFD700;">遠隔教育推進班</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #FFD700;"><b>高校教育課</b></p> <p>課長 —————</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>高校教育指導班</li> <li>産業教育指導班</li> <li>高校改革推進班</li> <li>グローバル人材育成推進班</li> <li style="background-color: #FFD700;">廃止</li> </ul> </div>

## ②県立夜間中学の設置に向けた義務教育課の改組

### 〈夜間中学開校準備班の新設〉

- ◆ 令和8年4月に開校予定の県立夜間中学の準備のため、義務教育課内に「夜間中学開校準備班」を新設する。

現行	改正案
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">義務教育課</div> <p>課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>義務教育指導班</li> <li>幼児教育推進班</li> <li>学力向上支援班</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">義務教育課</div> <p>課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>義務教育指導班</li> <li>幼児教育推進班</li> <li>学力向上支援班</li> <li style="background-color: yellow;">夜間中学開校準備班</li> </ul>

## ③全国高等学校総合体育大会(北部九州)終了に伴う体育保健課の改組

### 〈全国高校総体推進班の廃止〉

- ◆ 全国高校総体に係る業務完了に伴い、「全国高校総体推進班」を廃止する。

現行	改正案
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">体育保健課</div> <p>課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康対策・管理監                     <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>学校保健・食育班</li> </ul> </li> <li>体育・スポーツ振興監                     <ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育班</li> <li>生涯スポーツ班</li> <li>競技力向上対策班</li> <li style="background-color: yellow;">全国高校総体推進班</li> </ul> </li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">体育保健課</div> <p>課長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康対策・管理監                     <ul style="list-style-type: none"> <li>管理予算班</li> <li>学校保健・食育班</li> </ul> </li> <li>体育・スポーツ振興監                     <ul style="list-style-type: none"> <li>学校体育班</li> <li>生涯スポーツ班</li> <li>競技力向上対策班</li> <li style="background-color: yellow;">廃止</li> </ul> </li> </ul>

## 《地方機関》

### ○「遠隔教育配信センター」の新設

- ◆ 遠隔教育システムを活用した大分モデルを確立し、県内どの地域においても、生徒の可能性を最大限に伸ばすことのできる多様で質の高い学びを全県下で推進するため、「教育DX推進課」の地方機関として、「遠隔教育配信センター」を新設する。

現行	改正案
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">遠隔教育配信センター</div> <p>所長 — 次長 — 所員</p>

令和7年度教育庁組織（本庁）の改正



令和7年度地方機関・教育機関（学校を除く）

令和6年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織	令和7年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織
中津教育事務所 総務課 指導課	中津教育事務所 総務課 指導課
別府教育事務所 総務課 指導課	別府教育事務所 総務課 指導課
大分教育事務所 総務課 指導課	大分教育事務所 総務課 指導課
佐伯教育事務所 総務課 指導課	佐伯教育事務所 総務課 指導課
竹田教育事務所 総務課 指導課	竹田教育事務所 総務課 指導課
日田教育事務所 総務課 指導課	日田教育事務所 総務課 指導課
	遠隔教育配信センター（新設）
教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当 教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当 特別支援教育部 教育相談部	教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当 教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当 特別支援教育部 教育相談部
くじゅうアグリ創生塾 事業課	くじゅうアグリ創生塾 事業課
大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当 サービス課 児童サービス担当 郷土資料室 情報サービス担当 学校・地域支援課 図書館・学校支援担当 地域学習支援担当	大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当 サービス課 児童サービス担当 郷土資料室 情報サービス担当 学校・地域支援課 図書館・学校支援担当 地域学習支援担当
香々地青少年の家 事業課	香々地青少年の家 事業課
九重青少年の家 事業課	九重青少年の家 事業課
歴史博物館 総務課 企画普及課 学芸調査課	歴史博物館 総務課 企画普及課 学芸調査課
先哲史料館	先哲史料館
埋蔵文化財センター 総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課	埋蔵文化財センター 総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課